

『近隣住民事前周知実施報告書』の提出期限について（イメージ）

【A・パターン1】建築物の床面積の合計が80平方メートル以上の解体工事の場合  
報告書提出期限：解体工事を着手する8日前まで

日	月	火	水	木	金	土
			報告書 提出期限	7	6	5
4	3	2	1	解体工事 着手日		

※「8日前まで」とは届出日と着手日を含まず、「中7日以上あける」を意味します

【B・パターン2】隔離養生（負圧あり）の届出対象特定工事（吹付材アスベスト等の除去作業）の場合  
報告書提出期限：特定粉じん排出等作業を着手する15日前まで

日	月	火	水	木	金	土
			特粉届・報告書 提出期限	⑭	⑬	⑫
⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤
④	③	②	①	届出対象特定 工事着手日		

※「15日前まで」とは届出日と着手日を含まず、「中14日以上あける」を意味します

『近隣住民事前周知実施報告書』の提出期限について

【C】：【A】及び【B】の両方を伴う解体工事について、【届出対象特定工事】を先行して行う場合

日	月	火	水	木	金	土
★起算日			特粉届・報告書 提出期限	⑭	⑬	⑫
⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤
④	③	②	①	届出対象特定 工事着手日	届出対象特定工事期間（一例）	
届出対象特定工事期間（一例）					解体工事 着手日	

【Cの備考】

※上図Cの場合、「届出対象特定工事の着手日」が「解体工事着手日」より早いため、報告書提出期限の起算日は「届出対象特定工事の着手日」となります

※丸数字は届出対象特定工事に関する審査期間である「14日」を意味します

※内装撤去等の解体作業とアスベスト除去作業を行う業者が異なる場合は、双方で協議の上、報告書を提出してください

『近隣住民事前周知実施報告書』の提出期限について

【D】：【A】及び【B】の両方を伴う解体工事について、【内装撤去等の解体工事】を先行して行う場合

日	月	火	水	木	金	土
★起算日			報告書 提出期限	7	6	5
	特粉届 提出期限	⑭	⑬	⑫	⑪	⑩
4	3	2	1	★ 解体工事 着手日	解体工事期間 (一例) →	
⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③
解体工事期間 (一例) →						
②	①	届出対象特定 工事着手日				

【Dの備考】

※上図Dの場合、「解体工事着手日」が「届出対象特定工事の着手日」より早いため、報告書提出期限の起算日は「解体工事着手日」となります

※丸数字は届出対象特定工事に関する審査期間である「14日」を意味します

※内装撤去等の解体作業とアスベスト除去作業を行う業者が異なる場合は、双方で協議の上、報告書を提出してください